

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則の改正

2 背景

(1) 就労形態の多様化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、テレワークによる就労が全国的に浸透するなど、就労形態が多様化しています。

(2) 就労証明書の様式について

学童保育所への入所の申込みをする際などに提出する就労証明書については、市独自の様式を設けておりましたが、国から、「就労証明書の標準的な様式の改定について（通知）」（令和3年7月5日付け府子本第782号・子保発0705第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）により、デジタル化に対応する就労証明書の新たな標準的な様式が示されました。

3 対応方針

- (1) 別表第1の審査基準表を改正し、「居宅外労働」と「居宅内労働」の区別を廃止し、「就労」に一本化します。
- (2) 市独自の就労証明書の様式を廃止し、国が示す統一的な様式に変更します。
- (3) 様式中の字句等について軽微な修正を行います。
- (4) 本規則の改正規定は公布の日から施行し、令和5年度以後の学童保育所の利用について適用するものとします。

4 政策内容

- (1) 入所審査に際し、就労形態の違いによる優劣が生じないようにします。
- (2) 就労証明書を作成する事業者の負担軽減につながります。